（様式５）

最終更新日：令和８年10月26日

一般社団法人日本パラ陸上競技連盟　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・当連盟はワーキンググループを設置し、2025年9月～2026年2月に将来のビジョンとミッションを検討・作成の上、2026年3月に理事会にて中長期基本計画 2026年～2030年を審議・決議して、HPにて公表した。 中長期ビジョンとしては、「陸上競技で、誰もが主役のインクルーシブな未来を創る～誰もが等しく挑戦し、地域と世界をつなぐ『Family』として～」を定めている。ミッションとしては、「競技普及」「選手強化」「競技環境の充実」「強固な組織体制」の4つの経営目標を立て、事業計画の概要を策定している。 ・2030年までのKPIとして、①競技普及：登録会員数をパラ競技団体初の1000名以上にする、②選手強化：LAパラリンピックでの金メダル獲得＆メダル総数2桁以上、③協賛金を対2025年度で20％増加、などを設定している。	中長期基本計画(2026～2030) 中長期計画承認の社員総会議事録（令和7年度社員総会議事録）
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	・当連盟の組織及び事業規模に鑑み、その組織運営や業務遂行に必要な助成金を受けて、最低必要の範囲内で運営している。当連盟は非営利団体で人材は 9 割がボランティアで活動を行うこととしている。 ・中長期基本計画においては、今後は他の競技団体との連携、統合も視野に入れ、活動及び人員の見直しを図ること、組織基盤強化戦略として、次世代を担う人材の育成、ガバナンスコードに従った役員配置などの新陳代謝、日本陸連、他のパラ陸上競技団体との連携による人材交流、地域ブロック等とのネットワーク連携、財務健全化などを定めている。	中長期基本計画(2026～2030) 連盟組織図 身体強化組織図(2026年度) ID強化組織図(2026年度) 中長期計画承認の社員総会議事録（令和7年度社員総会議事録）
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	当連盟の自己財源は、助成金、協賛金 、寄付金、会費等である。しかし、今後は協賛企業も厳しい状況が予想される。そこで中長期基本計画において、財務の健全性確保に関する計画として、次の点を定めている。 ・各種助成 の確保 コンプライアンスの遵守やガバナンスの向上と共に、責任のある事業展開を行うことで、公費をはじめとした助成金の確保に努める。 ・スポンサー獲得等様々な事業の展開によりパラ陸上競技の価値を高め、スポンサーメリットを向上することで、新たなスポンサー獲得に努める。 ・経費の削減、事業費・管理費等の見直しを行い、重点化や他競技団体との連携による効率化を行うことで、より一層の経費の削減に努める。	中長期基本計画 (2026 ～2030) 定款 会計規程 事務局規程 令和8年度事業計画書(まとめ) 令和8年度収支予算書 令和7年度監査報告書
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・2026年6月および9月の役員選考にて、男性理事7名・女性理事5名合計12名の理事を選出し、社員総会でこれを決定した。女性理事および外部理事の割合は41.7%となっている。理事改選においては、理事の役割を明確にし、①ガバナンスコード遵守②外部有識者の登用③アスリートによる組織運営への基盤づくりを視野に入れた役員改選を行った。 ・本割合について、2025年10月の理事会で改めて確認し、今後も維持を続けることを承認した。	役 員 名 簿(2026年10月) 履歴事項全部証明書 社員総会議事録（2026年10月）

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	・一般社団法人のため、評議員会を設置していない。	
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・2019年4月よりアスリート委員会を設置し、本連盟理事をその委員長とすることでアスリート委員会の意見が理事会をはじめとした組織運営に反映させている。また、当該アスリート委員会の活動としては、2020年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりメールおよびon-lineを使用した会議を催した上で、選手選考基準などについて提言を行った。2024年日本パラ選手権では、アスリート委員会からの提案で、選手意見箱を設置し、意見を集約した。	アスリート委員会規程 アスリート委員会名簿 令和3～7年度アスリ-ト委員会議事録
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現状12名の理事（女性理事約4割）により理事会を構成し、7つの委員会にはそれぞれ理事が委員会に在籍している。または委員長が理事会へオブザーバー参加することにより理事会の実効性を確保している。	役 員 名 簿 履歴事項全部証明書
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	2024年度4月、理事就任時の年齢制限を原則として70歳と定めた。（役員選考規程第2条4項）	役員選考規程
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	2025年10月、理事の再任条項を「2025年10月、理事の再任条項を「原則として連続5期を越えないこと。」「過去に前項に掲げる最長期間(5期)に達したことがある者については、その後4年間を経過していること。」と定めた。 （役員選考規程第2条5項・6項）	役員選考規程
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	役員選考規程
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	（1）2026年4～6月、9月に役員選考委員会を開催し、役員候補者を決定した。 （2）役員選考委員会委員5名のうち、2名はパラスポーツに関連する学識経験者（医学、スポーツ科学など）を配置した。 （3）役員選考委員会委員5名のうち、3名は本連盟の外部より構成した。	役員選考規程 令和8年度役員選考委員会委員名簿 令和8年度役員選考委員会議事録

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	倫理規程は、「遵守事項」として法令遵守及び、社会的責任、社会的信用の維持について2023年10月に制定した。また、事務局職員に適用される就業規則については定めている。	就業規則 倫理規程
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・定款をはじめ、組織運営に必要な一般的な規程を整備している。利益相反管理規程、利益相反ポリシーは2023年10月に制定した。	定款 会計規定 就業規則 規律規程 倫理規程 各委員会規程 利益相反管理規程 利益相反ポリシー 登録規程 事務局規程 コンプライアンス規程
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・2018 年 10 月より暴力行為等相談窓口の設置に関する規程を作成し、セクシャルハラスメント・暴力行為相談窓口を HP 上に設置している。また相談受理後の対応フローについてもHP上で公開している。 ・文書取扱規程、個人情報保護方針並びに規程を制定している。	規律規程 倫理規程 暴力行為等相談窓口の設置に関する規程 相談窓口フロ-チャ-ト 文書取扱規程 個人情報保護方針 個人情報保護規程
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・役員については定款第 33 条において原則無報酬と定めている。なお、職員の報酬については就業規則で定めている。	就業規則 定款
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・定款第 7 章において、当連盟の財産及び会計について定めているほか、法人の財産に関する各種規程を整備している。	会計規程 定款

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・定款第 7章において、当連盟の財産及び会計について定めているほか、法人の財産に関する各種規程を整備している。 ・スポンサーシップの形態により商標、肖像の使用について定めている。	定款 登録規程
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	・選手等選考規程を定め、それに従い各大会の選考基準を作成している。 ・各国際大会代表選手選考については、大会ごとに選考基準、また異議申立て書を作成している（第9条）。また、外部有識者を含む選考委員会を設置し公平性を担保している（第3条）。 ・代表選手の選考基準は事前に公表し、基準に基づいて選考委員会等で選考を行っている。 ・選手の権利保護規程において選手の肖像等に関する権利を定めている。	パリ2024パラリンピック競技大会の日本代表推薦選手の選考について 選手の権利保護規程 選手等選考規程
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	・2020年度から、理事に弁護士を採用し、顧問弁護士と併せて日常的に弁護士に相談や問い合わせをできる体制を整えている。また、監事として税理士を採用することで、税理士にも日常的に相談や問い合わせをできる体制を整えている。	顧問契約書(弁護士) 計事務所覚書　(会計士) 会計事務所業務委託契約書(会計士)
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	（１）2022年6月に理事会承認を経てコンプライアンス委員会を常設委員会とし、担当理事を委員長として定めた。ただし、委員の決定が長引いたことから、コンプライアンス委員会が開かれず、2025年4月に新たに委員長を選定し、委員を選定した。2025年度からは委員会を開催しており、今後も年1回以上の開催を予定している。 （２）コンプライアンス委員会委員の構成員として、弁護士、健常の陸上競技団体役員等を配置し、それぞれの専門性に合わせた役割の分担を行っている。	コンプライアンス規程 2022-2026年度理事会議事録 コンプライアンス委員会名簿(2025.7.30) コンプライアンス委員会議事録(2025.7.30)
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・コンプライアンス委員会委員は弁護士、健常の陸上競技団体のコンプライアンス担当等で構成されている。	コンプライアンス規程 コンプライアンス委員名簿
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・JPC インテグリティ研修のオンライン受講を積極的に促したり、インテグリティに関連する資料を共有することで意識の向上に努めている。今後も年 1 回程度継続的に導入する。 ・役員を対象に弁護士を講師としたコンプライアンス研修を2026年1月に実施した。	コンプライアンス規程、 R7年度JPAインテグリティ研修会実施要項

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・パラ種目強化指定選手（保護者・支援者を含む）、強化委員会スタッフに対しては、JPCインテグリティ研修のオンライン受講と課題提出を義務付け、コンプライアンス教育を実施。 ・研修に参加した選手・スタッフの名簿はJPCに提出している。	コンプライアンス規程 令和8年度JOC・JPC合同インテグリティ研修会の実施について（案内）_選手及びスタッフ向け
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・当連盟独自の審判員はいない。パラ陸連の独自の資格として、WPAが資格を付与するNTOが存在するため、その 講習会と資格試験の実施は担っている。	2025年度JPAコンプライアンス研修について_案内メール 2025年度コンプライアンス研修資料
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。理事会において団体運営に関する検証を定期的に行い、その都度専門家に対して相談を行っている。	顧問契約書(顧問弁護士) 会計事務所覚書　（会計士） 会計事務所委託契約書(会計士) 連盟組織図
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	（１）会計規程を定め、公正な会計原則を遵守している。会計報告書等を作成し、税理士事務所のチェックを行っている。 （２）当連盟の活動目的を理解しており十分な専門性を有している者を監事（会計幹事、事業監事）として選任している。 （３）各事業年度で決算報告書を作成している。作成にあたり、会計事務所と業務契約している。 （４）監事による会計監査を行い、監査報告書を作成している。	会計規程 監事名簿 監事就任届 令和7年度監査報告書
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・国費による補助金等の利用に関しては、法令やガイドラインを遵守している。	会計規程 旅費規程 物品管理規程 補助金決定通知書(令和8年度)
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・財務情報等については、法令に基づき本連盟 HP により決算報告書の開示を行っている。 決算報告書 （R6年度） https://para-ath.org/pdf/aboutus/kessan_houkokusho_11th.pdf	令和7年度決算報告書 令和8年度収支予算書

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・強化指定選手選考基準や国際大会派遣基準を策定し、ホームページで公表している。 2026 年度 強化指定選手および強化育成指定選手の申請について https://para-ath.org/other/20260128-001-796 【知的】 https://para-ath.org/committee/download/20260126-001-795 ・パリ2024パラリンピック大会日本代表候補選手選考基準 https://para-ath.org/events/03-1/20230909-001-543 https://para-ath.org/events/03-1/20240123-001-575 ・ニューデリー2025世界パラ陸上競技選手権大会選手選考基準 https://para-ath.org/events/02-1/20250605-001-695	パリ 2024パラリンピック競技大会の日本代表候補選手の選考について
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・ガバナンスコードの遵守状況については、本連盟 HP により 2025年10月にホームページで公表した。 https://para-ath.org/pdf/aboutus/20241028-001.pdf	自己説明HP開示用2025
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・関連当事者と当連盟との間に利益相反を生じる可能性がある場合についての利益相反管理規程を2023年10月に策定した。	定款 利益相反管理規程
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	・2023年10月、利益相反ポリシーを作成し、弁護士を交えて、利益相反にする審議機関の設定及び現実に生じ得る具体的な例を想定した基準を策定した。	利益相反ポリシー
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	（１）2018年10月に暴力等相談窓口の設置規程を策定し、本連盟ウェブサイトのトップページに通報窓口を設置している。 （２）同規程第７条において相談に関与する者の守秘義務及び情報管理について定めている。 （３）同上 （４）同規程第７条第４項において相談窓口を利用したことを理由として相談者に対して不利益な取扱いを行わないことも定めている。 （５）2025年度（2026年1月）に実施した当連盟役職員向けのコンプライアンス研修では、講師が様々な事例を紹介しながらコンプライアンスの重要性について解説すると同時に、通報が正当な行為であることも伝えている。	暴力等相談窓口の設置に関する規程 相談窓口運用フロ-チャ-ト 2025年度JPAコンプライアンス研修について_案内メール 2025年度コンプライアンス研修資料
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・相談窓口に通報があった際には弁護士、大学教員が配置されているコンプライアンス委員会が対応する。コンプライアンス委員会による審議ののち、即時に顧問弁護士・会計士等に相談できる体制を整備している。	暴力等相談窓口の設置に関する規程 暴力・相談窓口運用フローチャート

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	（１）規律規程を定めている。禁止行為を第３条、処分対象者を第１条および第３条、処分の内容を第４条および第５条、処分に至るまでの手続きを第１１条から第１６条にて定めている。 （２）規律規程を連盟ウェブサイト上に公開している。 https://para-ath.org/pdf/aboutus/disciplinary_regulations.pdf （３）規律規程第１３条及び第１４条において、処分決定前に処分対象者に弁明の機会を与えること及びその手続きを定めている。 （４）規律規程第１６条において、処分対象となった事実、処分の内容、処分の理由、不服申立の可否及び不服申立期間を書面にて通知することを定めている。	規律規程
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・規律規程第８条において、処分審査を行う規律委員会には当該事案に利害関係を有する者は、規律委員になることができないよう規定し、中立性を確保している。また、事案に応じ、弁護士が規律委員会に加わることとなっており専門性も担保されている。 ・規律委員会は規律規程第８条に基づき、事案に応じ理事会決議により設置する。	規律規程
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・スポーツ仲裁規程第１条において、①障がい者陸上競技に関する決定（競技中になされる審判の判定を除く。）及び、②規律規程に基づく処分決定につい て、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則によるスポーツ仲裁にて解決することを定めている。上記の申立期間につき、スポーツ仲裁規則における申立期間に制限を加えていない。	スポーツ仲裁規程
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・規律規程第１６条第１項において、処分対象者に対し、処分決定に対してスポーツ仲裁を申し立てることができることを書面で通知することを定めている。	規律規程
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	（１）有事発生の際の緊急連絡網を定めている。（危機管理マニュアル第3） （２）危機管理マニュアルを策定している。 （３）初動アクションや公表基準、情報公開基準、内部及び外部向けアクションを定めたアクションリストを定めている。（危機管理マニュアル第4） （４）外部調査委員会設置の場合の一連の流れを定めている（危機管理マニュアル第４）	危機管理マニュアル
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・本連盟では、過去４年間において、本審査項目の対象となる不祥事は発生していない。	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・本連盟では、過去 4 年間において、本審査項目の対象となる不祥事は発生していない。	
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・全国を 7 つの地域に分けて、各地域に地域パラ陸上競技協会が存在するが、当連盟とは権限関係になく、本項目は該当なし。ただし、今後は日本陸上競技連盟とも相談しながら、選手等登録など含めた各協会との関係の基盤整備を進めることを検討している。	
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・本連盟と各地域パラ陸上競技協会は組織上の権限関係はないが、各地域ブロックの協会より2名を本連盟の社員に輩出し、本連盟の社員総会を構成している	